規　則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県規則第六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号（表面）中「※軽減税率適用の有無」を「※課税免除又は軽減税率適用の有無」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

2　狩猟をしようとする場所（該当する番号を○で囲むこと。）			
（1）　埼玉県の区域全部		（2）　放鳥獣猟区の区域	
3　免許の効力の停止の有無（有無のいずれかを○で囲むこと。有の場合は、その停止の期間を記入すること。）			
免許効力の停止の有無	有　・　無	停止の期間	年　月　日から　年　月　日まで
4　猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合）	猟銃・空気銃所持許可証の番号 号	交付年月日 年　月　日	

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第６７条第２項の要件に関する事項				
共　済　事　業	法　人　名	対象損害	給　付　額	被共済者期間
				年　月　日～ 年　月　日
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
				年　月　日～ 年　月　日
資　産　保　有				

6　職　業			
（1）　専門的・技術的職業従事者	（2）　管理的職業従事者	（3）　事務従事者	
（4）　販売従事者	（5）　農林業作業者	（6）　漁業作業者	
（7）　採鉱・採石作業者	（8）　運輸・通信従事者	（9）　技能工・生産工程作業者	
(10)　単純労働者	(11)　保安職業従事者	(12)　サービス職業従事者	
(13)　分類不能の職業	(14)　無職		

7　課税免除又は軽減税率の確認（埼玉県税条例第９６条第２号若しくは第４号又は同条例附則第２５条若しくは第２５条の２の規定による課税免除又は軽減税率の適用を受ける場合は、適用となる理由の該当番号を○で囲むこと。）

（1）県民税の所得割額の納付を要しないもので、次のいずれかに該当する（□にレ印を付すこと。）。
- □　控除対象配偶者又は扶養の親族に該当しない。
- □　農林水産業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族である。
- □　県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。

（2）対象鳥獣捕獲員である。（所属する市町村名　　）

（3）認定鳥獣捕獲等事業者の従事者である。

（4）許可捕獲等をした者である。

（5）許可捕獲等に従事した者である。

記入上の注意事項

1　狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
2　文字は、楷書で明瞭に記入すること。
3　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦３．０センチメートル、横２．４センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
4　「6　職業」の欄には、職業を具体的に記入し、さらに該当する職業分類の番号を○で囲むこと。
5　※印欄には、記入しないこと。

様式第十四号（表面）中「※軽減税率適用の有無」を「※課税免除又は軽減税率適用の有無」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

2　狩猟をしようとする場所（変更がある場合のみ、該当する番号を○で囲むこと。）	
（1）　埼玉県の区域全部	（2）　放鳥獣猟区の区域

3　免許の効力の停止の有無（有無のいずれかを○で囲むこと。有の場合は、その停止の期間を記入すること。）

免許効力の停止の有無	有　・　無	停止の期間	年　月　日から　年　月　日まで

4　猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合）	猟銃・空気銃所持許可証の番号 号	交付年月日 年　月　日

5　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第６７条第２項の要件に関する事項

共　済　事　業	法　人　名	対象損害	給付額	被共済者期間
				年　月　日～ 年　月　日
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
				年　月　日～ 年　月　日
資　産　保　有				

6　職　業	

（1）　専門的・技術的職業従事者	（2）　管理的職業従事者	（3）　事務従事者
（4）　販売従事者	（5）　農林業作業者	（6）　漁業作業者
（7）　採鉱・採石作業者	（8）　運輸・通信従事者	（9）　技能工・生産工程作業者
(10)　単純労働者	(11)　保安職業従事者	(12)　サービス職業従事者
(13)　分類不能の職業	(14)　無職	

7　課税免除又は軽減税率の確認（埼玉県税条例第９６条第２号若しくは第４号又は同条例附則第２５条若しくは第２５条の２の規定による課税免除又は軽減税率の適用を受ける場合は、適用となる理由の該当番号を○で囲むこと。）

（1）県民税の所得割額の納付を要しないもので、次のいずれかに該当する（□に✓印を付すこと。）。
- □　控除対象配偶者又は扶養の親族に該当しない。
- □　農林水産業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族である。
- □　県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。

（2）対象鳥獣捕獲員である。（所属する市町村名　　）

（3）認定鳥獣捕獲等事業者の従事者である。

（4）許可捕獲等をした者である。

（5）許可捕獲等に従事した者である。

記入上の注意事項

1　変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
2　文字は、楷書で明瞭に記入すること。
3　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦３．０センチメートル、横２．４センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
4　「6　職業」の欄には、職業を具体的に記入し、さらに該当する職業分類の番号を○で囲むこと。
5　※印欄には、記入しないこと。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。